

回 覧 令和3年6月15日（三股町）代表☎：52-1111

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎読んだらすぐ隣へ回しましょう

- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|--------|-------|--|
| <重要> | 1 | ◆新型コロナワクチンの集団接種について(町長メッセージ⑩) |
| | 2 | ◆16歳以上60歳未満で基礎疾患のある人へ新型コロナワクチンのクーポン券を発行します |
| | 3 | ◆新型コロナウイルス感染症により影響を受けた町内で飲食店関連事業、タクシー・運転代行事業、その他飲食店事業を営む中小企業者などの皆さんへ |
| <募集> | | ◆障害支援区分認定調査員を募集します |
| | 4 | ◆児童厚生員・放課後児童支援員を募集します
◆みまた町民総合スポーツ祭 硬式テニス競技の参加者を募集します |
| <お知らせ> | 5 | ◆わくわく教室「わくわくパン教室」の受講生を募集します
◆わくわく教室「小学生英会話教室」の受講生を募集します |
| | 6 | ◆中小企業・小規模事業者のお悩みは、「よろず支援拠点」にご相談を
◆「第168回みまたん駅前よかもん市(朝市)」について
◆6月23日(水)～29日(火)は「男女共同参画週間」です |
| | 7 | ◆令和3年度共同募金助成金の要望を受け付けています
◆7月以降の最終処分場開場日の変更をお知らせします
◆家内労働(内職)情報をお知らせします |
| | 8 | ◆国民年金保険料免除・納付猶予の申請受け付けが始まります |

防災無線の放送内容が☎で確認できます！

三股町放送内容 ☎ 0986-51-1417 ※どちらの番号でも同じ内容です。
【確認ダイヤル】 ☎ 0986-51-1418



- 【利用上の注意】
- ① 24時間365日利用可能で、放送直後から利用できます。
 - ② 放送内容を当日のみ確認できます。
 - ③ 同時にたくさんの人が電話をかけると、つながりにくなる場合があります。(少し時間をおいて、かけなおしてください)
- 【問い合わせ】 総務課 危機管理係 ☎52-1110 (直通)

- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|-----------------|-------|---|
| | 9 | ◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています |
| | 10 | ◆木造住宅の耐震診断・耐震改修費用の一部を補助します |
| | 11 | ◆計量器定期検査のお知らせ |
| <保健と福祉>
(一般) | | ◆三股町ファミリー・サポート・センターの「まかせて会員」を募集します |
| <農林畜産業関連> | 12 | ◆7月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします |
| | 13 | ◆農地中間管理事業を活用しませんか
◆畜産農家の皆さんへ
毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です |
| | 14 | ◆「農業用機械免許資格取得促進研修」の受講生を募集します |
| <相談> | 15 | ◆「行政相談」を実施します
◆「人権相談」を実施します |
| | 16 | ◆「消費生活無料法律相談」を実施します
◆「無料法律相談」を実施します
◆「ふれあい福祉相談」を実施しています |



◆新型コロナワクチンの集団接種について
(町長メッセージ⑪)

町民の皆さまはコロナ禍の中、希望の灯である「ワクチン接種」を待ち望んでおられることと思います。町では、75歳以上の高齢者を対象に5月12日から、65歳以上75歳未満の皆さんには6月1日から「ワクチンの集団接種」を実施しています。多くの方が事前に予約され、当日は予約に従いスムーズに接種が進んでいるところです。これもひとえに、**町内クリニック・病院の医療スタッフの全面的な協力・応援の賜物**と感謝申し上げます。また、町役場職員や派遣職員などの皆さんが懇切丁寧に対応しているのも大きな支えとなっています。

重症化を防ぐとともに、感染予防にも効果があるといわれる**ワクチン接種は、「自分の命を守る」ことと同時に、「家族や周囲の人の命」を守る**ことにも繋がります。以前の日常を取り戻すため、可能な限り接種をお願いします。ただし、接種に不安・心配のある方は、かかりつけ医に相談されることをお勧めします。ワクチン接種では、翌日に接種部位の痛みや倦怠感、頭痛、筋肉痛が見られる場合があるといわれていますが、通常数日内には治るとされています。過度に恐れずに、ワクチン接種に臨んでほしいと思います。

65歳以上のワクチン接種が7月末で終了することから、次は、「60歳以上65歳未満の方」「高齢者施設の従事者」および「16歳以上60歳未満で基礎疾患のある方」の接種となります。60歳以上65歳未満の方には、クーポン券(接種券)を今月中旬までに届ける予定です。「集団接種」か、

「かかりつけ医療機関での個別接種」かを選択できますが、**基礎疾患のある方は、原則、かかりつけ医療機関での個別接種**となります。60歳未満の皆さんには、ワクチン接種の動向を見ながらクーポン券を送付する予定です。希望される全員への接種に努力していますので、焦らずにお待ちください。

ワクチン接種は「感染予防の切り札」とされていますが、多くの皆さんが抗体を持つまでには、時間がかかります。それまでは、これまで同様、「マスク着用」・「3密回避」・「手指消毒」・「ソーシャルディスタンス」・「会食は4人以下」などの感染予防対策は継続していきましょう。現在、本県での第4波は抑えられつつありますが、**7月からはオリンピック・パラリンピック、県内では国文祭・芸文祭など人流が活発となることから、より一層の警戒が必要**となりそうです。皆さんのご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。終わりに、ワクチン接種が引き続きスムーズに進行することを期待して町長メッセージとします。



令和3年6月4日
三股町長 木佐貫 辰生

重 要

◆16歳以上60歳未満で基礎疾患がある人の新型コロナワクチン接種の予約を受け付けます

対象となるのは、16歳以上60歳未満で、次の(1)、(2)のいずれかに該当する人です。

※本年度16歳になる人は、接種日に16歳に到達していることが条件です。

- (1) 次の病気や状態の人で、通院または入院している人
 慢性の①呼吸器の病気、②心臓病（高血圧を含む）、③腎臓病、④肝臓病（肝硬変など）
 ⑤インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病
 ⑥血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く）
 ⑦免疫の機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍を含む）
 ⑧ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
 ⑨免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
 ⑩神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害など）
 ⑪染色体異常
 ⑫重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
 ⑬睡眠時無呼吸症候群
 ⑭重い精神疾患（精神疾患の治療のために入院している、精神障害者保健福祉手帳を持っている、または自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）

- (2) 基準を満たす肥満の人（BMIが30以上）

BMI = 体重 (kg) ÷ 身長 (m) ÷ 身長 (m)

例) BMI 30の目安：身長170cmで体重87kg、
 身長160cmで体重77kg

■接種場所＝

原則、かかりつけの医療機関で接種してください。

かかりつけの医療機関が接種を行わない場合は、個別にコールセンターへご相談ください。

●本町のワクチン接種の状況

65歳以上の人へは、7月末で接種を完了する予定です。

「60歳以上65歳未満」→6月3日(木)にクーポン券を発送しました。

クーポン券は無くさないように保管してください

「高齢者施設の従事者」→別途案内します。

■予約方法＝

※医療機関の所在地によって、申し込み方法が異なります。ご注意ください。

	かかりつけの医療機関が「町内」にある場合	かかりつけの医療機関が「町外」にある場合
申請期間	6月28日(月)～7月10日(土) ※申請する期間です。ワクチンを接種できる期間ではありません。	
申請先	かかりつけの医療機関	町公式サイト または コロナワクチンコールセンター  町公式サイトはこちらから
予約から接種までの流れ	①かかりつけ医療機関にワクチン接種の予約をする ↓ ②接種日に、かかりつけ医療機関でクーポン券を受け取り、ワクチンを接種する	①町公式サイトでクーポン券発行の申請をする ※診断書の提出は不要 ↓ ②町からクーポン券が届いたら、かかりつけ医療機関へワクチン接種の予約をする ※クーポン券は、3週間前後で届きます ↓ ③かかりつけ医療機関でワクチンを接種する ※クーポン券を持っていくこと
注意点	※クーポン券は、2回目の接種でも使います。無くさないように保管しておいてください。 ・ワクチンは原則2回接種です。2回目の接種は、“3週間後の同じ曜日”なので、日程を確認したうえで予約してください。 ・1回目の接種から3週間以上空いてしまった場合は、できるだけすみやかに2回目の接種を受けてください。 ・ワクチンは順次、供給されます。あせらず、落ち着いて行動してください。	

★お問い合わせは、

コロナワクチンコールセンター

☎：51-5670（平日の午前9時～午後5時）をお願いします。

◆新型コロナウイルス感染症により影響を受けた町内で飲食店関連事業、タクシー・運転代行業業、その他飲食店事業を営む中小企業者などの皆さんへ

【町独自】飲食関連事業者への支援金の給付について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的に、県は、5月20日付けで町全域の飲食店などへの営業時間短縮要請を行いました。

今回の飲食店などの時間短縮営業に伴い、直接的に影響を受けて売上高が減少した事業者や、時間短縮要請の対象外となった飲食店などの飲食関連事業者へ町独自の支援を行います。



■支給対象＝

今年5月または6月の売上高が対前年または前々年
同月比で20パーセント以上減少している次の町内事業者

- (1) 時間短縮営業した飲食店と直接取引のある事業者
例) 酒店、食材卸売、氷店、おしぼりリース業、クリーニング店など
- (2) タクシー事業者、代行運転事業者
- (3) 県の時短営業協力金の対象から外れた町内飲食店等経営者
例) イートインスペースのある昼間のみ営業する飲食店

※前回の支援(令和3年2月から3月にかけて実施)で対象とした、町が主催(共催)するイベント(春まつりなど)の中止によって直接影響のあった町内事業者は、今回は対象外となります。

■支給額＝

1事業者あたり10万円

■申請受付時期＝

6月21日(月)に受付開始予定。
詳細は町公式サイトを確認してください。



町公式サイトは
こちらから

★お問い合わせは、

企画商工課 商工観光係(3階 ②番窓口)
☎: 52-9085(直通) お願いします。

◆障害支援区分認定調査員を募集します

町では、障害支援区分認定調査員(会計年度任用職員)を募集しています。
希望する人は福祉課社会福祉係にお問い合わせください。

■仕事内容＝

- ・障害支援区分認定調査(家庭訪問による聞き取り調査)
- ・精神保健福祉手帳の新規・更新受付・事務
- ・自立支援医療の新規・更新受付・事務など

勤務時間	月曜～金曜 午前8時30分～午後5時 (休憩: 正午～午後1時)
休 暇	週休2日(土曜・日曜) 祝日、12月29日～1月3日
募集人員	1名
給 与	月額 149,903円～189,193円 資格により変わります
諸 手 当	期末手当、通勤手当
雇用期間	契約日～令和4年3月31日 (社会保険・雇用保険あり)

■勤務地＝

町役場 福祉課

■応募条件＝

- ①看護師・保健師・精神保健福祉士・社会福祉士の
いずれかの免許、資格を持っていること
- ②ワード・エクセルの基本操作ができる人
- ③普通自動車運転免許がある人



★お申し込み・お問い合わせは、

福祉課 社会福祉係(1階 ⑥番窓口)
☎: 52-9061(直通) お願いします。

◆児童厚生員・放課後児童支援員を募集します

町では、児童館・児童クラブで働く人を募集しています。
希望する人は福祉課社会福祉係にお問い合わせください。

■仕事内容＝

- ・遊びや生活指導を行う。
- ・児童の出欠など状況確認、見守り。必要に応じて関係機関・保護者との連携を行う。
- ・児童の安全に注意し、児童に事故があったときは、早急に救護を行い、必要に応じて関係機関・保護者に連絡する。
- ・施設、備品管理および事務処理など。

勤務時間	・月曜～金曜：午後2時～6時30分 (小学校行事などで早出勤あり) ・土曜、夏休み、春休み、冬休み： 午前8時～午後6時30分(休憩1時間)
休日	週休2日(日曜および交代で1日) 祝日、12月29日～1月3日
募集人員	1名
給与	月額平均 116,000円
諸手当	期末手当、時間外勤務手当、通勤手当
雇用期間	契約日～令和4年3月31日 (勤務実績が良好な場合は再度任用あり。)

■勤務地＝

町内の児童館・児童クラブ

■応募条件＝

- ①子どもの指導ができる人。
- ②放課後児童支援員、保育士、教員免許の資格がある人や経験者を優先します。



★お申し込み・お問い合わせは、
福祉課 児童福祉係(1階 ⑥番窓口)
☎：52-9060(直通) にお申し込みします。

◆みまた町民総合スポーツ祭 硬式テニス競技の参加者を募集します

みまた町民総合スポーツ祭の硬式テニス競技を開催します。
参加希望者は、期日までに申し込みをお願いします。

■大会期日＝

種目	期日	申込期限
男子シングルス (上級)	7月18日(日) 開会式 午前8時30分	7月9日(金)
女子シングルス (オープン)	予備日：7月22日(木・祝)	
男子シングルス (中級以下)	7月23日(金・祝) 開会式 午前8時30分 予備日：7月25日(日)	

※男子(上級)と男子(中級)のレベル分けは自己申告としますが、両方の種目への出場はできません。

※小雨の場合の態度決定は、試合当日に現地(テニスコート)で行います。

■参加対象＝原則、高校生以上でテニス保険やスポーツ安全保険などに加入している人

■競技会場＝町中央テニスコート

■試合方法＝トーナメント、リーグおよびゲーム数などは参加者数によって決定します。

■表彰＝第3位まで

■参加料＝1,000円(お支払いは当日お願いします。)

■申込先＝教育課 スポーツ振興係 木下 ☎：52-9312

■注意事項＝

1. 申し込みは、氏名(フルネーム)、連絡先、種目を伝えてください。
2. 申込者には申込後に受付番号を連絡します。
※受付番号の連絡がない場合は、電話で確認をお願いします。
3. 受付番号をお持ちでない人は、原則参加できません。
4. 締切日以降のキャンセルは参加料をいただきます。ご了承ください。

★お問い合わせは、
町教育委員会 教育課 スポーツ振興係(中央公民館内)
☎：52-9312(直通) にお申し込みします。



◆わくわく教室「わくわくパン教室」の受講生を募集します

町教育委員会では「わくわくパン教室」を次のとおり開催します。
参加を希望する人は、申し込みをお願いします。

■教室の内容 = 昔ながらのパンを安心安全な材料で作ります。オーブンではなく、お鍋やフライパンを使って、「こんなに簡単にできるの!？」と思うくらい、誰でも簡単にパンを作ることができます。

自分で作った焼きたてのパンを食べてみませんか!

■講師 = ^{おがた}尾方 ^{みゆき}美由紀 先生 (フードアナリスト)

■開催日時 = 8月~令和4年1月
(毎月第1日曜日:午前10時~正午)【全6回】

■受講料 = 1,500円 (講師代)
別途、材料代500円が各回必要です。
※支払方法は開催決定はがきでお知らせします。

■準備するもの = エプロン

■開催場所 = 町中央公民館 調理室

■募集人数 = 15名 (対象:成人男女)
※募集人員のうち3分の2以上は本町在住あるいは在勤とします。
※申込多数の場合は、抽選となります。
※申込人数が10人未満の場合は、開催することができません。

■申込期限 = 7月2日 (金)

■申込方法 = 町中央公民館内の教育課、町役場総合案内窓口に備え付けの申込用紙に必要事項を記入して、教育課生涯学習係 (中央公民館内) に直接提出してください。町公式サイトからも申し込みできます。電話での申し込みはできません。
受付時間は平日の午前8時30分から午後5時までです。

※新型コロナウイルスの感染拡大に伴い教室が中止などになる場合があります。

★お問い合わせは、
町教育委員会 教育課 生涯学習係 (町中央公民館内)
☎: 52-9311 (直通)
ファクス: 52-9724 をお願いします。



◆わくわく教室「小学生英会話教室」の受講生を募集します

町教育委員会では「小学生英会話教室」を次のとおり開催します。
参加を希望する人は、お申し込みください。

■教室の内容 = 小学生を対象にした教室です。日常会話のあいさつ、英語の発音と文字の関係性を学べるフォニックス、英語の歌、CDを使ってリスニング、アルファベットを書く勉強をします。英語で自己紹介と友達に英語でインタビューする練習もします。季節の行事、夏祭りなど、英語でお祝いしながら楽しく生きた英語を学べます。英語って楽しいよ!

■講師 = ^{なかがわひろこ}中川浩子 先生

【英検準1級、外資系航空会社客室乗務員(約7年)、海外音楽教室講師(8年)】

■開催日時 = 7月20日(火)~12月14日(火)の毎週火曜日
午後5時~6時(全20回) ※8月31日、11月23日は除く

■受講料 = 2,500円 (講師代) + 別途テキスト代負担有
※支払方法は開催決定はがきでお知らせします。

■準備するもの = 筆記具

■開催場所 = 第7地区分館 会議室

■募集人員 = 10人 (募集対象:小学生)
※申込多数の場合は、抽選となります。
※申込人数が10人未満の場合は、開催することができません。
※募集人員のうち3分の2以上は本町在住とします。

■申込期限 = 7月2日 (金)

■申込方法 = 町中央公民館内の教育課、町役場総合案内窓口に備え付けの申込用紙に必要事項を記入して、教育課生涯学習係 (中央公民館内) に直接提出してください。町公式サイトからも申し込みできます。電話での申し込みは出来ません。
受付時間は平日の午前8時30分から午後5時までです。

※新型コロナウイルスの感染拡大に伴い教室が中止などになる場合があります。

★お問い合わせは、
町教育委員会 教育課 生涯学習係 (町中央公民館内)
☎: 52-9311 (直通)
ファクス: 52-9724 をお願いします。



お知らせ

◆中小企業・小規模事業者のお悩みは、「よろず支援拠点」にご相談を

「よろず支援拠点」は、中小企業・小規模事業者の販売戦略や経営相談、創業など、さまざまなビジネスの悩みに、専門家が対応する経営相談所です。無料で何度でも利用できますので、相談を希望する人は、ご相談ください。

■対象者 = 中小企業・小規模事業者、NPO法人、社会福祉法人など中小企業・小規模事業者に類する人、創業予定の人

■受付電話 = 0985-74-0786

■受付時間 = 平日 午前8時30分～午後5時

■公式サイト = 「宮崎県よろず」で検索してください

★お問い合わせは、

公益財団法人宮崎県産業振興機構

☎：0985-74-0786 お願いします。



◆「第168回みまたん駅前よかもん市（朝市）」について

規模を縮小してでも続けていけるよう思案中です。

楽しみにしてくださっている皆様には大変ご迷惑おかけしますが、もうしばらくお待ちください。

6月の開催の有無について、チラシや「よかもんや」店頭にてご案内します。

■主催 みまたん駅前よかもん元気会



★お問い合わせは、

町物産館「よかもんや」

☎：52-3131 お願いします。

◆6月23日(水)～29日(火)は「男女共同参画週間」です

男女共同参画推進本部は、「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日が、平成11年6月23日であることから、毎年6月23日～29日の1週間を「男女共同参画週間」としています。

本年度のキャッチフレーズ

「女だから、男だから、ではなく、私だから、の時代へ」

男性と女性が、職場や学校、地域や家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには、政府や地方公共団体だけでなく、みなさん一人ひとりの取り組みが必要です。

私たちのまわりの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか？



期間中、町役場ロビーでパネル展示などを行います。また町立図書館に、特設コーナーを設置します。

★お問い合わせは、

総務課 行政係（2階 ②番窓口）

☎：52-1112（直通） お願いします。

◆令和3年度共同募金助成金の要望を受け付けています

町共同募金委員会では10月から12月に実施する共同募金運動の助成要望書を受け付けます。

助成金を要望する団体は、次のとおり提出してください。

■助成金対象事業 = 地域住民の福祉の向上に役立つ事業で、寄付をいただく町民の協賛が得られ、喜ばれる事業。

なお、助成金は令和4年度に配分します。

■応募方法 = 窓口で直接書類を渡します。

下記事務局にお越しくください。

■応募締切 = 8月3日(火) 午後5時(期日厳守)

★お問い合わせは、

宮崎県共同募金会 三股町共同募金委員会

※事務局 三股町社会福祉協議会

☎：52-1246 ファクス：52-8194 お願いします。



◆7月以降の最終処分場開場日の変更をお知らせします

今年は、7月22日(木)が「海の日」、23日(金)が「スポーツの日」および8月8日(日)が「山の日」になります。このため、町一般廃棄物最終処理場(クリーンヒルみまた)の開場日が次のとおり変更になっています。埋立てごみなどの持ち込みの際は、気を付けてください。

7月19日(月)		開場
22日(木)	海の日	閉鎖
23日(金)	スポーツの日	閉鎖
8月9日(月)	山の日の振替休日	閉鎖
11日(水)		開場
10月11日(月)		開場

★お問い合わせは、

環境水道課 環境保全係

☎：52-9082 お願いします。

◆家内労働(内職)情報をお知らせします

県の就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っています。

◎家内労働をお探しの人へ

希望する家内労働がありましたら、就職相談支援センターにお問い合わせください。ただし、募集がすでに終了している場合もあります。ご了承ください。電話での相談も受け付けていますので、気軽にお問い合わせください。

※仕事によっては、その他の求人条件が加わる場合があります。

令和3年5月25日現在

仕事の内容	委託地域	工賃
プラスチック製品のバリ仕上げ、検査、部品組み立て、シール貼り	三股町、都城市	作業内容による
縫製後の糸切りまとめ作業(ループ、まつり、ボタン付け、肩パット付け)	三股町、都城市とその近辺	4円～ (宮崎県婦人既製洋服製造業最低工賃に準ずる)
干支の置物の絵付けなど	三股町、高原町 都城市内(要相談) 小林市内一部地域	1個 10円～50円
部品組み立て、部品外観検査(キズ汚れなど)	三股町、都城市	1個 0.3円～1.8円
婦人服のホック付け、ボタン付け、しつけ縫い	三股町、都城市	30円～
自動車用ハーネスのサブ作り	A：三股町、都城市とその近辺 B：三股町、都城市	A・Bともに 1本 4円～20円
大島紬織り	三股町、都城市とその近辺	1反 2万円～4万5千円

◎事業所の人へ

家内労働に適したお仕事はありませんか？

内職者募集の際には、ぜひ「就職相談支援センター」をご利用ください。



★お問い合わせは、

都城就職相談支援センター (県都城総合庁舎1階 都城県税・総務事務所内)
都城市北原町24街区21号 ☎/ファクス：25-0300

相談日：月曜～金曜(土・日・祝日は休み) 相談時間：午前9時～午後5時

詳しくは県庁の公式サイトをご覧ください。

宮崎 内職

検索

◆国民年金保険料免除・納付猶予の申請受け付けが始まります

国内に住所のある20歳以上60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、保険料の納付が義務付けられていますが、保険料の納付が困難な場合は免除や納付猶予の制度があります。

★令和3年4月分～令和4年3月分までの国民年金保険料は、月額16,610円です。

		納める保険料月額	所得審査の対象者	老齢基礎年金を受けるための資格期間	受け取る老齢基礎年金額	
納付		16,610円			全額、年金額に反映されます	
免除	全額免除	0円	・申請者本人 ・配偶者 ・世帯主 の所得を審査	受給資格期間に入ります	免除した期間は、 年金額に	2分の1
	4分の3免除 (4分の1納付)	4,150円				8分の5
	半額免除 (半額納付)	8,310円				4分の3
	4分の1免除 (4分の3納付)	12,460円				8分の7
納付猶予 [50歳未満]		0円	申請者本人・配偶者の所得を審査			年金額に反映されません
未納				受給資格期間に入りません		年金額に反映されません



4分の3免除、半額免除、4分の1免除の承認を受けた場合、表中の保険料を納付しなければ「未納期間」となります。

免除・納付猶予を受けた期間に応じて将来受け取ることができる老齢基礎年金額は減額されます。

免除された期間は、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金の支給要件の受給加入期間に算入されます。

年金額を満額に近づけるためにも、免除などの承認を受けた期間の保険料は10年以内にさかのぼって納めること(追納)をおすすめします。
(追納は3年度目からは保険料に加算がつきます)

◎免除・納付猶予の申請方法

■申請に必要なもの：

- ①マイナンバーカードまたは年金手帳
- ②失業、災害・風水害被害などの事情がある人は、その事実を証明できる書類
(書類の例) 離職票・雇用保険受給資格者証・罹災証明書など

※注意：申請者本人・配偶者・世帯主で、該当する人の分は添付してください。

■申請開始日：7月1日(木)

■受付場所：町民保健課 国保年金係(役場1階 ③番窓口)
または、都城年金事務所

★お問い合わせは、

町民保健課 国保年金係 ☎：52-9631(直通)
都城年金事務所 ☎：(代)23-2571 お願いします。

◆高齢者安全運転支援事業（踏み間違い防止）を行っています

■事業内容＝

高齢運転者が安心して運転を続けられるよう、自己の所有する自動車（新車および中古車の購入時の設置は除く）に、後付け安全運転支援装置を設置する人に費用の一部を補助するものです。

（購入する前に、申請が必要です。）

■補助対象装置＝

①急発進防止装置

停止時または低速走行時でアクセルペダルを強く踏み込んだ場合に、急発進を防止する装置。

②ペダル踏み間違い時加速抑制装置

停止時または低速走行時に前方および後方の壁や車両を検知している状態でアクセルペダルを踏み込んだ場合に、急加速を防止する装置。

③ATワンペダル

アクセルとブレーキを一体化させた、1つのペダルに足を置いたまま操作する装置。足を右に傾けるとアクセル、踏めばブレーキとなり、アクセルをかけたままでペダルを踏んだ場合でも、クラッチが外れてアクセルが効かなくなり急停車できる装置。

■補助対象者＝

- ①町内に住所を有する自動車運転免許保有者で満65歳以上の人
- ②町税などを滞納していない人
- ③同じ年度に、同一世帯で本補助金の交付を受けていない人
- ④都城地区交通安全協会三股支部交通安全研修会に積極的に参加する人
- ⑤町および都城地区交通安全協会三股支部共催の高齢運転研修会などに積極的に参加する人

■補助対象経費及び補助額＝

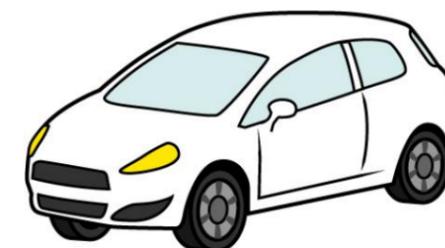
補助対象経費	補助金の額
急発進防止装置の装着に要する経費	取付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、5万円を上限とする。
ペダル踏み間違い時加速抑制機能装置の装着に要する経費	取付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、7万円を上限とする。
ATワンペダルの装着に要する経費	取付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、15万円を上限とする。

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。
補助対象経費は、国の「サポカー補助金」を差し引いた自己負担額となります。

■申請方法＝

「三股町高齢者安全運転支援事業補助金交付申請書」に、次の書類を添付して提出してください。

- ①見積書の写し
- ②申請者名義の自動車検査証の写し
- ③滞納のない証明書
- ④運転免許証の写し
- ⑤その他町長が必要と認める書類



★お問い合わせは、

総務課 危機管理係（2階 ②番窓口）

☎：52-1110（直通）をお願いします。

◆木造住宅の耐震診断・耐震改修費用の一部を補助します

近年、大地震が数多く発生しており、家屋の倒壊などで死傷者や避難者が出ています。

こうした状況を受けて、安全で、安心して暮らせる住まいづくりの実現を目指し、町では昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震性の向上を図るため、耐震診断・耐震改修の費用の一部を補助しています。

より多くの町民の皆さんに木造住宅の耐震化を進めてもらいたいため、補助を希望する人は、建築係までお問い合わせください。

1. 耐震診断

■対象となる建築物 =

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅

■耐震診断費 =

個人負担額…6,000円

(1棟当たり9万4,000円のうち、国・県・町が8万8,000円を補助)

※個人負担額も、県建築住宅センターの助成制度を利用できます。
詳しくは窓口までお問い合わせください。

■耐震診断の実施 =

町が県木造住宅耐震診断士に依頼して、申し込みのあった住宅の耐震診断を行い、結果をお知らせします。

■耐震診断の棟数 =

15棟

※定数になり次第、締め切ります。

■申し込み締切 = 11月30日(火)



2. 耐震改修工事 ※耐震診断を行っていることが条件です。

耐震診断の評点が倒壊する可能性がある1.0未満のものを、耐震補強設計に基づき「1.0以上」とする改修工事を指します。

■補助額 =

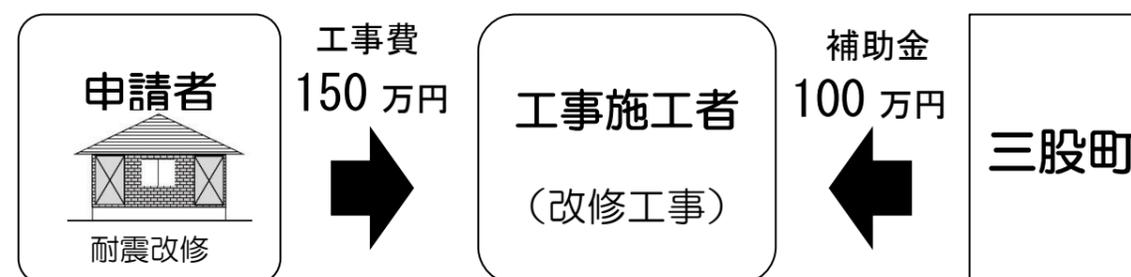
改修工事費の5分の4以内で100万円を限度とします。

※耐震改修工事に取り組みやすくなるよう「代理受領制度」を導入しました。

「代理受領制度」とは、申請者との契約で耐震改修工事を実施した者(工事施工者など)が、申請者の委任を受け、補助金の受領を代理で行う制度です。この制度を使うことで、申請者は工事費と補助金の差額分だけが必要となり、事前に用意する費用負担を減らすことができます。

●「代理受領制度」のイメージ

(耐震改修工事費用250万円するとき)



※消費税は申請者負担となります。

■耐震改修などの棟数 =

8棟程度

※予算に達し次第、締め切ります。

■申し込み締切 = 11月30日(火)

★お問い合わせは、

都市整備課 建築係 (2階 ③番窓口)

☎: 52-9065 (直通) お願いします。



◆計量器定期検査のお知らせ

商取引や証明などに使用するはかりは、計量法により、2年に1回の定期検査を受けることが義務付けられています。

今年度は、次の日程で検査が実施されますので、はかりを使用している人は必ず検査を受けてください。

なお、計量士による直接検査を受ける人は、定期検査の必要はありません。

■検査日時 = 7月14日(水) 午前10時 ~ 午後3時

■検査場所 = 三股町体育館

■手数料(例) =

名称	能力	手数料
台手動はかり	100kg以下のもの	500円
	250kg以下のもの	900円
	500kg以下のもの	1,500円
指示はかり (直線目盛以外のもの)	100kg以下のもの	500円
	250kg以下のもの	900円
	500kg以下のもの	1,500円
光電式はかり	100kg以下のもの	1,400円
	250kg以下のもの	1,800円
	500kg以下のもの	2,200円

※手数料は、このほかに機種・能力により異なります。
 詳細については、お問い合わせください。



★お問い合わせは、

- ・県計量検定所 ☎：0985-58-2929
- ・企画商工課 商工観光係(3階 ②番窓口)
☎：52-9085(直通) お願いします。

◆三股町ファミリー・サポート・センターの「まかせて会員」を募集します

ファミリー・サポート・センターは、子育てを助けてほしい人(おねがい会員)と子育てを援助したい人(まかせて会員)が助け合いながら子育てを支援する会員組織です。

今回、講習会の開催に合わせて、子育てを援助してくれる「まかせて会員」を募集します。

地域で一緒に子育てのお手伝いをしませんか。

■まかせて会員の条件 =

- ・町内在住で20歳以上の心身ともに健康な人
- ・子育て支援に意欲のある人
- ・性別は問いません



■まかせて会員になるには =

- ・センターが実施する講習会を受講する(全7講義、2日間)
- ・センターに入会申込書を提出する

■講習会の日程 =

日時：7月28日(水) 午前8時40分~午後3時30分

7月29日(木) 午前8時50分~11時

※2日間とも受講が必要です

場所：町総合福祉センター「元気の杜」

内容：保健師、管理栄養士、小児科医などによる子ども・子育てに関する講義

■活動の内容 =

子どもの預かりや保育園などの施設への送迎など

※預かる子どもの年齢、活動の内容、日時などは選ぶことができます。

※有償ボランティア活動です。(平日1時間あたり600円、土・日・祝日は800円)

※補償保険に加入しています。(保険料はセンターが負担)

★お申込み・お問い合わせは、

ファミリー・サポート・センターたんぽぽ

☎：51-5688 お願いします。

◆7月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします

■7月の農業用廃棄プラスチックの処理業務を次のとおり実施します。

日 時	回収日：7月21日（水）≪午後1時30分～3時≫ ※予備日：7月28日（水） ○雨天時は中止になる場合があります。当日の実施が不明な天候の場合は、お問い合わせください。 ○回収日以外は受け入れできませんのでご注意ください。
場 所	町最終処分場(クリーンヒルみまた)
搬入方法	土・くずなど異物を取り除き、種類別・色別に分別して10～15kg程度にひもなどで縛って搬入してください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>注意①：サイレージの「ラッピングフィルム」と「ネット」は、種類が違うため、分別して処理してください。</p> <p>注意②：金属の付いているビニールなどは、必ず金属部分を取り除いて持ち込んでください。</p> </div> <p>※分別は、右のページの表を確認してください。</p>
注意事項	○処理料金は現金支払いです。 ○処分場内は徐行運転で走行してください。 ○町では、上記の日時・場所のみで処分できます。 本町以外で実施している回収場所に、町内の農業者が廃棄プラスチックを持っていくことはできません。

農業用廃棄プラスチックは、「焼かない 捨てない リサイクル」

使用済みの農業用廃棄プラスチックは、「産業廃棄物」であるため、排出業者（農業経営者）が自己の責任で適正に処理するよう義務付けられています。

不法焼却や不法投棄をすると、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。

また、被覆資材や収穫後の使用済み農業用廃棄プラスチックなどは、強風時に飛散させないように注意しましょう。

■農業用廃棄プラスチックの分別方法

分別が徹底されていない場合
持ち込みをお断りします

○搬入方法・分別方法が分からないときは、必ずお問い合わせください。

①農ビフィルム 〈処理料金 1kgあたり11円〉

種類	注意点
・農ビマーク入りのもの ・透明の農ビ	・10～15kgのつづら折りにする。 ・サイドの耳ひもは取り除く。 ・農ビ以外のものを混入しない。

②ポリ（PO） 〈処理料金 1kgあたり33円〉

種類	注意点
・軟質ポリ ・ポリ系フィルム ・不織布、灌水チューブなど	・シート状のものは、重さ10kg前後にまとめて、ダンバンドなどで結束する。

③その他 〈処理料金 1kgあたり55円〉

種類	注意点
①農ビフィルム ②ポリ以外の農業用廃棄プラスチック ・ブルーシート ・サイレージネット ・ポリ製農薬容器 ・水稲用育苗箱 ・農業用タンクなど	・ハトメなどの金属部分があれば除去すること。 ・農薬容器は、中身をきれいに洗浄し、乾いた状態で搬入する。

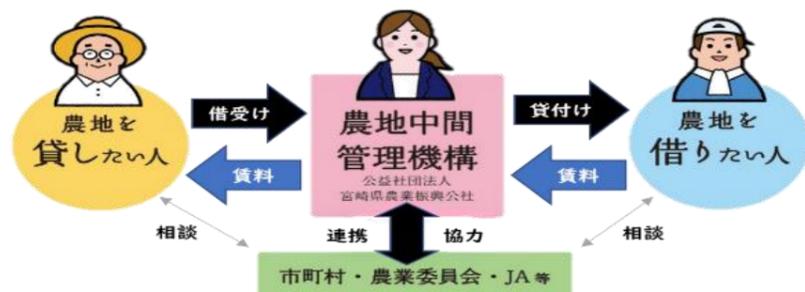
★農業用廃棄プラスチック以外の農業用廃棄物（ビン類、電球、布類、紙類、金属、金属の付属したもの、発泡スチロールなど）は、回収できません。
産業廃棄物処理業者で適正に処分してください。

★お問い合わせは、農業振興課 農政企画係（3階 ③番窓口）
☎：52-9086（直通）をお願いします。



◆農地中間管理事業を活用しませんか

農地中間管理事業は、県知事が指定する公的な機関をとおして、農地の貸し借りをを行うものです。農地を貸したい人と農地を借りたい人の両方にメリットがあります。



宮崎県知事が指定する公的な機関です。安心して農地を預けてください！

■農地を貸したい人のメリット

- ① 機構は、県が認可した公的機関なので安心です。
- ② 賃借料は機構が支払うので安心・確実です。
- ③ 契約期間終了後、農地は必ず返却されます。また、契約更新も可能です。
- ④ 要件を満たせば、協力金の交付や固定資産税の軽減が受けられます。
- ⑤ 相続税、贈与税の納税猶予が継続(税務署への届け出が必要)されます。

■農地を借りたい人のメリット

- ① まとまった農地を借りられるので、コスト低減や規模拡大など経営改善につながります。
- ② 複数の所有者とのやりとりや賃料支払いは、機構に一本化され、事務労力や手数料が軽減されます。
- ③ 長期間、農地を借りることも可能で、計画的に営農できます。
- ④ 要件をみたせば、基盤整備や機械導入等の補助事業やL資金の活用で優遇措置があります。
- ⑤ 正式な権利設定による管理・耕作ができます。

※農地を貸したい、借りたい人は気軽にご相談ください。

★お問い合わせは、

- ・宮崎県農業振興公社 農地第一課 ☎：0985-78-0210
 - ・農業振興課 農政企画係（3階 ③番窓口）☎：52-9086（直通）
 - ・農業振興課 農業委員会（3階 ③番窓口）☎：52-9087（直通）
- をお願いします。

◆畜産農家の皆さんへ

毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です

先月、山梨県の養豚場において豚熱（CSF）の発生が確認され、町内にウイルスが侵入するリスクが依然として高い状況にあります。

また、口蹄疫や鳥インフルエンザも国外で継続して発生していますので、引き続き防疫意識を高め、よりいっそうの防疫強化をお願いします。

「今一度、発生予防対策の徹底と
畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

《 次のことを守りましょう 》

- ①長靴の履き替え
農場用と外出用の長靴を履き替えることで、長靴に付着したウイルスの侵入を防ぎます。
- ②踏み込み消毒槽の設置と点検
踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。
- ③農場訪問者の記録と立ち入り規制
農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。
- ④早期発見・早期通報
家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所（☎：62-5151）に連絡しましょう。

※消毒薬・農場訪問記録用紙は、町役場で配布しています。
農業振興課(役場3階 ③番窓口)までお越しください。



★お問い合わせは、

- 農業振興課 畜産振興係（3階 ③番窓口）
☎：52-9088（直通） をお願いします。

◆「農業用機械免許資格取得促進研修」の受講生を募集します

農業機械の適正な導入と利用の効率化、さらに安全な利用のため、農業機械の利用と管理の知識技術の研修を実施します。農業機械利用技能者の育成や資質の向上を目的に、次のとおり募集しますので、受講を希望する人はお申し込みください。

■研修概要 =

(1) 種類と研修日程など

募集区分	研修No.	研修期間	適正試験	免許試験	募集人員
農耕用限定大型特殊免許	①	9月14日(火) ～21日(火)	9月14日(火)	9月21日(火)	5名
	②	11月18日(木) ～25日(木)	11月18日(木)	11月25日(木)	18名
農耕用限定けん引免許	③	12月14日(火) ～21日(火)	12月14日(火)	12月21日(火)	12名
	④	1月4日(火) ～11日(火)	1月4日(火)	1月11日(火)	15名

(2) 研修・試験内容および場所

種類	項目	内容	場所
農耕用限定 「大型特殊免許」 「けん引免許」 取得研修	実技	運転講習	県立農業大学校(以下、「農大校」) 農業機械教室 運転練習コース
	適性試験	視力 深視力(けん引のみ)など	県総合自動車運転免許センター
	免許試験	実技試験	農大校運転練習コース

■受講資格 =

18歳以上65歳以下の人で、次の(1)～(7)に該当する人

(1) 次のいずれかに該当する人

- ①認定農業者(個人、法人)および認定計画に位置づけられた人
- ②認定新規就農者
- ③農業者が組織する集落営農組織の構成員
- ④農作業の受託を行う農作業サービス事業組織の構成員

(2) 令和2年度の「農作業安全研修」を受講した人、または本年度に同研修を受講できる人。

※「農作業安全研修」は農業総合研修センターを会場として開催される研修です。

(3) 普通運転免許を持っている人

ただし、「けん引」研修を受講する人は、大型特殊免許(農耕用限定を含む)が必要です。

(4) 各研修期間の全日程への参加が可能である人

(5) 大型特殊、けん引の研修は、適性試験合格基準を満たす人

(6) 免許試験に合格した場合、指定された日時に免許交付が受けられる人

(7) 町長が上記の全てを満たす人として推薦できる人

■必要経費・準備するもの =

(1) 受講料 … 無料

(2) 免許試験時

①運転免許証

②免許試験手数料(2,600円、適性試験時)

③免許証交付手数料(2,050円、免許証交付時)

④証明写真(2枚)

※6カ月以内に撮影したもので、大きさは縦30ミリ×横24ミリ



■申し込み =

希望者は、7月2日(金)までに、町を經由して、「受講申込書」、「誓約書」、「推薦書」を農大校に提出しなければなりません。受講を希望する人は、なるべく6月25日(金)までにお問い合わせください。

※記載していない事項もありますので、希望者は電話で問い合わせてください。

※研修期間中は、農大校内の学生レストラン、農業研修センターでの宿泊が利用できます。受講者決定後に、別途詳細をお知らせします。

※新型コロナウイルスの感染状況により、研修延期・中止となる可能性があります。

★お問い合わせは、

農業振興課 農政企画係(3階 ③番窓口)

☎52-9086(直通) にお申し込みします。

◆「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いて、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行っています。
また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。

国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか？

相談は無料、予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は、固く守りますので、気軽にご相談ください。

期 日	7月5日(月)	7月19日(月)
相談委員	やしき かずひさ 屋敷 和久	にしどめ ふみお 西留 文夫
時 間	午前10時～正午	
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」	

※相談委員は、変更になる場合があります。
※新型コロナウイルスの影響により中止になる場合があります。
※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。



★お問い合わせは、
総務課 行政係（2階 ②番窓口）
☎：52-1112（直通）をお願いします。

◆「人権相談」を実施します

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭内の問題（夫婦・親子・離婚・扶養・相続）、近隣トラブルや金銭貸借、借地借家、登記などの悩み事相談にも応じています。予約は不要ですので、気軽にご相談ください。
※相談は無料です。

■特設人権相談 =

期 日	7月 1日 (木)
時 間	午前10時～午後3時
場 所	J R三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」
相 談 員	ぼぼ しんご、くろき まさひろ 馬場 真吾、黒木 正弘 ※相談員は、変更になる場合があります

■常設人権相談 =

日 時	平日の午前8時30分～午後5時15分
場 所	宮崎地方法務局都城支局 (都城合同庁舎5階相談室)
相 談 員	人権擁護委員・法務局職員

※新型コロナウイルスの影響により中止になる場合があります。
※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。

★お問い合わせは、
・特設人権相談 = 総務課 行政係（2階 ②番窓口）
☎：52-1112（直通）
・常設人権相談 = 宮崎地方法務局都城支局
☎：22-0490 をお願いします。

◆「消費生活無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターでは、次の日程で弁護士による「消費生活無料法律相談」を計画しています。町内に住む人が都城市で相談を受けることもできます。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

期 日	【都城市】 7月21日（水）
時 間	【都城市】 午後1時～午後4時
場 所	【都城市】 消費生活センター（都城市役所本館2階）
内 容	消費生活上のもめ事や多重債務などの法律的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。 ※個人の秘密は固く守られます。
申 込 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・相談内容を把握するため、<u>必ず開催日の2日前までに事前相談、事前予約が必要です。</u> ・消費生活に関する法律相談です（<u>個人間トラブル、相続、事業者からの相談等は対象外。</u>） ・日程は変更になる場合があります。 ・相談の詳細は、気軽にお問い合わせください。

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。



★お問い合わせ・お申し込みは、
町福祉・消費生活相談センター ☎：52-0999
都城市消費生活センター ☎：23-7154 をお願いします。

◆「無料法律相談」を実施します

町社会福祉協議会では、毎月第3水曜日に「法律相談」を実施しています。

期 日	7月21日（水）
時 間	午後1時30分～4時30分
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
内 容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのもめごとなど、法律上のさまざまな相談や悩みごとに対して、司法書士が適切に回答しますので、気軽にご相談ください。 ※秘密は固く守られます。
申し込み方法	相談は <u>予約制</u> です。 人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接お申し込みください。

★お申し込み・お問い合わせは、町社会福祉協議会
☎：52-1246 をお願いします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のさまざまな問題について相談を受け付けています。

また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

相 談 日	毎週月曜・水曜・金曜（祭日は除く）
時 間	午前9時～午後5時
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」

★お問い合わせは、町社会福祉協議会
☎：52-1246 をお願いします。

